

# 自動車破碎業申請の手引き

## 藤沢市役所環境総務課

はじめに

藤沢市内において、解体自動車の破碎（破碎前処理を含む）を業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、藤沢市長の許可を受けなければなりません。

**この手引きは、自動車破碎業の許可申請手続き等について説明しております。**

### 自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 1 使用済自動車、解体自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

### 2 破碎業の許可を受ける必要のある方は・・・

解体自動車の破碎又は破碎前処理を、藤沢市内で業として行おうとする場合は、藤沢市長の許可を受けなければなりません。

### ○ 許可の種類

|   |   |
|---|---|
| ① | 新規許可：新たに許可を取得しようとする場合の許可  |
| ② | 変更許可：既に許可を取得している者が事業の範囲を変更しようとする場合の許可<br>＜変更許可に該当する場合＞<br>圧縮・せん断等の破碎前処理を業として営む者が新たに破碎処理（シュレッディング）を業として追加して営む場合など、事業の範囲が拡大する場合 |
| ③ | 許可更新：既に許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可（5年ごとに更新）  |

## ★許可の基準等について

破砕業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

| ＜施設の基準＞                                      |  |
|--|--|
| 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設               | ○外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、 <b>囲いを設置</b> すること  |
| 破砕前処理施設について                                  | ○廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないよう、必要な措置が講じられた解体自動車のプレス・せん断を行うことが可能な <b>施設を有すること</b>   |
| 破砕施設について                                     | ○産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物処理法上の許可を受けている施設であること<br>○産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないように <b>必要な措置が講じられた施設</b> であること  |
| シュレッダーダストの保管施設について                           | ○自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を保管するための <b>十分な容量</b> を有する施設であること<br>○ <b>床面を鉄筋コンクリートで築造</b> する等、汚水の地下浸透の防止措置を講ずること<br>○保管に伴う汚水の発生・流出を防止するために、十分な処理能力を有する <b>廃水処理施設及び排水溝</b> を設置すること<br>○雨水等による汚水の流出を防ぐため、 <b>屋根等シュレッダーダストに雨水がかからないような設備</b> を有すること<br>（ただし、十分な処理能力を有する廃水処理施設等の措置が講じられている場合を除く。）<br>○シュレッダーダストの飛散・流出防止のため、 <b>側壁等を有すること</b> |
| 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設について          | ○外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、 <b>囲いを設置</b> すること  |
| ＜能力の基準＞                                      |  |
| ○標準作業書※を常備し、従事者に周知していること                     |  |
| ○事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を続けることが困難ではないと確認できること |  |
| ○欠格要件に該当していないこと                              |  |

※標準作業書とは、業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順等を記載したものです。記載する内容は以下のとおりとなっています。

**標準作業書記載内容**

|                                 |
|---------------------------------|
| ①解体自動車の保管の方法                    |
| ②解体自動車の破砕前処理の方法（破砕前処理を行う場合に限る）  |
| ③解体自動車の破砕の方法（破砕を行う場合に限る）        |
| ④廃水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る） |
| ⑤シュレッダーダストの保管の方法（破砕を行う場合に限る）    |
| ⑥解体自動車の運搬の方法                    |
| ⑦シュレッダーダストの運搬の方法（破砕を行う場合に限る）    |
| ⑧破砕業の用に供する施設の保守点検の方法            |
| ⑨火災予防上の措置                       |

**3 許可までの手続の流れ（別紙「解体業の許可申請に係る手続フロー」参照）**

許可申請される場合は、藤沢市役所環境総務課（本庁舎 8 階 0466-50-3529）に事前にご連絡いただいた上で、ご相談ください。

**(1) 事前相談**

「自動車解体業許可等事務処理取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、様式第 1 号の「相談票」に付近の見取図・施設内の配置図等を添付の上、提出してください。

**(2) 事前調整**

事前相談終了後「取扱要領」に基づき、様式第 2 号の「事業予定計画書」に添付書類を添えて提出していただきます。

○計画に係る施設を市街化調整区域内等に設置する予定の場合は、都市計画法の手続を、農地に設置する予定の場合は転用の手続等を伴う場合がありますので、担当者によく相談して計画を進めてください。

○計画に係る施設が、次の施設に該当する場合は、破砕業の許可申請に先立ち、「廃棄物の処理及清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条第 1 項（廃棄物処理法施行令第 7 条）に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可及び建築基準法第 5 1 条但し書き許可の手続きが必要となりますので、神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課の担当者によく相談して計画を進めてください。なお、「工業専用地域」又は「工業地域」に設置される場合は対象規模が緩和されております。

| ＜設置許可の対象となる処理施設の種類＞ |               |  |
|---------------------|---------------|--|
| 施設の種類               | 対象規模等         |  |
|                     | 設置許可の対象規模     | 建築基準法第 5 1 条の手続き対象緩和規模（工業地域、工業専用地域の場合） |
| 廃プラスチック類の破砕施設       | 5 t / 日を超えるもの | 6 t / 日                                |

### (3) 許可申請

事前調整終了後、所定の申請書に必要事項を記載し、添付書類と共に申請してください。

提出部数は、正本1部、副本1部（ただし、副本は申請者の控え）としてください。  
なお、副本はコピーでも構いません。

### (4) 許可申請手数料

| 区 分          | 手数料（円） |
|--------------|--------|
| 破砕業許可申請手数料   | 84,000 |
| 破砕業変更許可申請手数料 | 67,000 |
| 破砕業許可更新申請手数料 | 77,000 |

申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、納付書により市内派出銀行にてお支払ください。

### (5) 変更許可及び許可更新の手続について

既に取得している許可に係る事業の範囲を変更するとき、又は既に取得している許可に係る許可期限が到来するときは、それぞれ変更許可又は許可更新の手続きを行うことが必要です。なお、許可の有効期間は5年です。

## 4 許可後の破砕業者の責務

### (1) 引取義務

破砕業者は、解体業者又は破砕前処理行程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取らなくてはなりません。（法第17条、第18条第3項）

※正当な理由とは

- ①天災等やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合。（事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合等）
- ②解体自動車に異物が混入している場合（使用済自動車に他のごみが詰められている場合等）
- ③解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（大量一括の持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合等）
- ④解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合・条件交渉なく一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合等）
- ⑤使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等）

### (2) 引渡義務

破砕前処理行程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡さなくてはなりません。（法第18条第2項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの実事を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第18条第8項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

### (3) 再資源化基準の遵守義務

破砕業者は、次の基準に従って適切に破砕する義務があります。(法第18条第1項、第4項、第5項)

- ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別収集すること
- ・シュレッダーダストに異物が混入しないように解体自動車を破砕すること

### (4) シュレッダーダストの引渡義務

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダストを自動車製造業者等に（指定引渡場所において引取基準に従って）引き渡さなければなりません。(法第18条第6項)

### (5) 報告義務

破砕業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから3日以内に情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。(法第81条第10～12号)

なお、法に定める手数料を納めて、移動報告を書面で提出することができます。(法第82条第3項)

※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者）等が使用済自動車の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（(財)自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は

- ①使用済自動車の適正な引取り・引渡しの確保
- ②リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③関連制度への情報提供
- ④使用済自動車に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能になるので、使用済自動車の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

### (6) 廃棄物処理基準に従う義務

破砕業者が、使用済自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。(法第122条第9項)

### (7) 標識の掲示を行う義務

破砕業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横20cm以上であって、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。(許可証の掲示でも可) (法第72条)

### (8) 次の届出及び報告等を行う義務 (法第71条、第72条)

- |   |
|---|
| ① 廃業等の届出 <様式>廃業等届出書 (施行細則第1号様式)<br>当該事実が発生した日から30日以内に届出   |
| ② 変更の届出 <様式>変更届 (省令様式第11号)<br>次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から30日以内に届出 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li><li>○ 事業所の名称及び所在地</li><li>○ 法人である場合は、その役員の氏名及び住所並びに政令使用人があるときは、その者の氏名及び住所</li><li>○ 未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所</li><li>○ 事業の用に供する施設の概要</li><li>○ その他主務省令で定める事項<ul style="list-style-type: none"><li>・ 標準作業書の記載事項</li><li>・ 解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合は、当該許可に係る許可番号</li><li>・ 破砕業を行う事業所以外の場所で解体自動車、シュレッダーダストの積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限</li><li>・ 破砕施設が廃棄物処理法上の施設許可を受けている場合にあつては、当該許可の年月日及び許可番号</li><li>・ 法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上を取得又は出資額の100分の5以上に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の氏名又は名称及び住所</li><li>・ 個人の場合、契約締結権限のある使用人があるときは、その者の氏名及び住所</li></ul></li></ul> |

## 許可申請に係る添付書類

| 新規許可に係る添付書類  | 個人 | 法人 |
|--|----|----|
| 1 法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことについての誓約書   | ○  | ○  |
| 2 破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（※運搬車両及び容器がある場合にはその写真） | ○  | ○  |
| 3 施設の所有権（又は使用権原）を証する書類（※運搬車両にあつては自動車検査証でも可）                                      | ○  | ○  |
| 4 事業計画書  | ○  | ○  |
| 5 収支見積書  | ○  | ○  |
| 6 住民票の写し（本籍の記載のあるもの※1）又は外国人登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）                                | ○  |    |
| 7 定款又は寄附行為及び登記事項証明書※2  |    | ○  |
| 8 役員の住民票の写し等   |    | ○  |
| 9 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額並びに住民票の写し等（法人の場合）                          |    | ○  |
| 10 本店・支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し等  | ○  | ○  |
| 11 申請者が未成年である場合においては、その法定代理人の住民票の写し等   | ○  | ○  |

※住民票の写し（又は外国人登録証明書）、登記事項証明書は、発行後3か月以内のもの。

### 変更許可又は許可更新に係る添付書類 ※3

上記の1～11に加えて、現在の許可証の写し

※変更許可にあつては、当該許可時に、現在の許可証を返納してください。

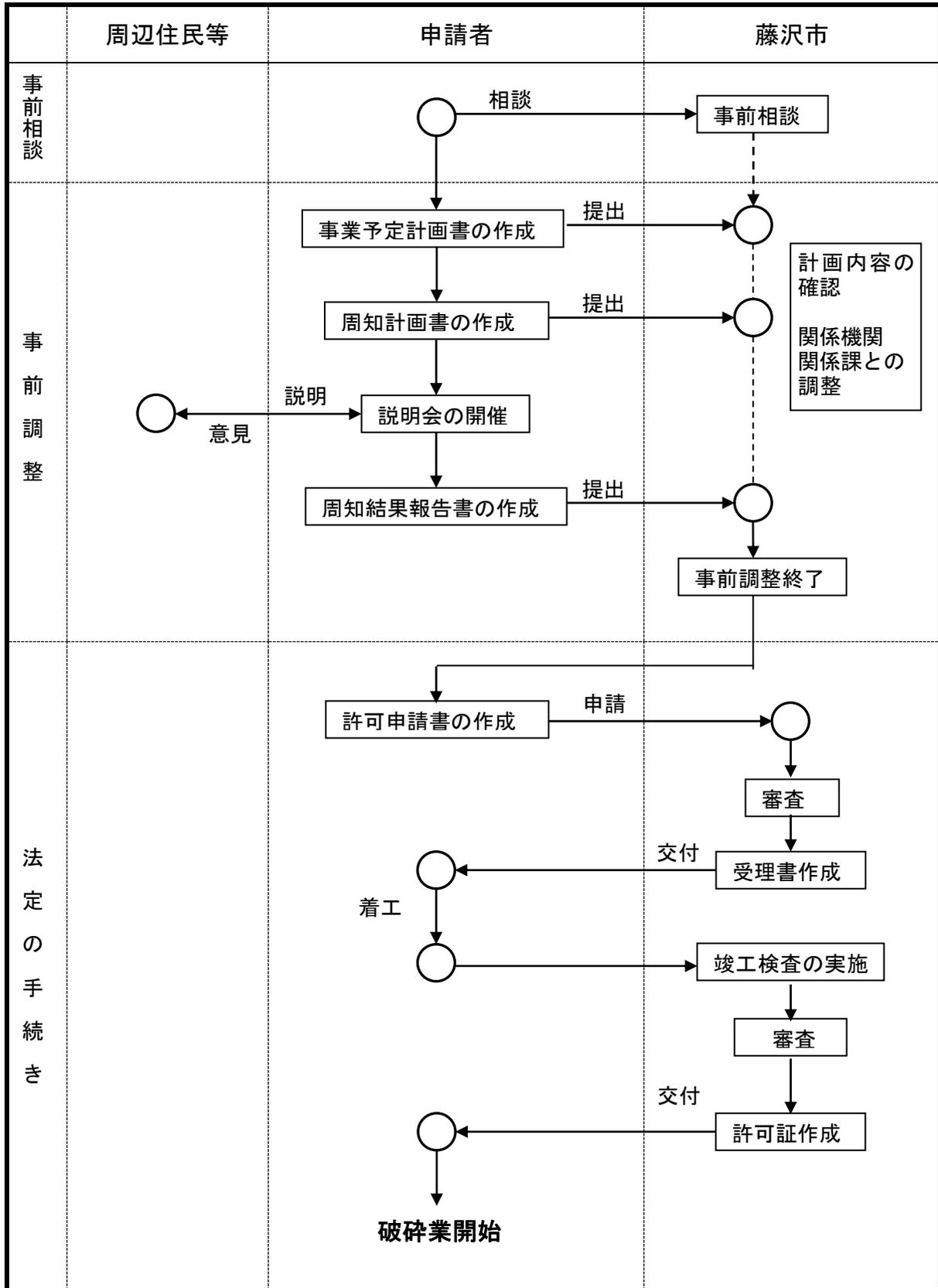
※1 審査期間短縮のため、本籍の記載のある住民票の写しを提出していただきますようご協力をお願いいたします。

※2 「登記事項証明書」とは商業登記法に係るものを添付してください。

※3 更新許可時には、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（2及び3）は不要です。

### 破砕業の許可申請に係る手順フロー

(産業廃棄物処理施設設置許可を伴う場合は、別途「湘南地域県政総合センター環境調整課0463-22-2711」への手続きが必要になります)



※各段階で修正等を指導することがあります

## ＜参考＞使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）施行規則抜粋

（破砕業の許可の基準）

**第六十二条** 法第六十九条第一項第一号（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

### 一 施設に係る基準

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

ロ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、次のとおりであること。

（１） 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては、産業廃棄物処理法第十五条第一項 又は第十五条の二の五第一項 の規定による許可を受けている施設であること。

（２） 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

ニ 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

（１） 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（２） 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（（３）において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。

（３） 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

（４） 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

### 二 破砕業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

（１） 解体自動車の保管の方法

（２） 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法

（３） 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法

（４） 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）

（５） 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法

（６） 解体自動車の運搬の方法

（７） 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法

（８） 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法

（９） 火災予防上の措置

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと。